

● 正 誤 表 学制百五十年史 関係機関送付分（令和四年九月三十日発行）

【記述編】

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|------------------|-----|------------------------------|----------------------------|
| 二二二 二二二 三九 | 九三九 | 福沢諭吉 | 福沢諭吉 |
| 二五三 | 九 | 臨時行政改革推進審議会 | 臨時行政改革推進審議会 |
| 二八〇 | 八 | 六十二年度 | 昭和六十三年度 |
| 三二九 | 八 | 札幌冬季オリンピック | 四十七年の札幌冬季オリンピック |
| 四二三 | 三 | 平成十四年度 | 平成十六年度 |
| 四二七 | 一三 | 十二年には小中学校 | 十四年には学校 |
| 四四一 | 四 | 小学校・中学校では二十三年度 | 小学校・中学校では二十三・二十四年度 |
| 四六〇 | 二 | 高等学校は二十四年度 | 高等学校は二十五年 |
| 四六四 | 五 | 平成十四年制定の | 平成十五年には、 |
| 四六六 | 八 | 可能となり、十五年四月から施行された。 | 可能となった。 |
| 四六六 | 一〇 | 不登校児童 | 不登校児童生徒 |
| 四六八 | 一〇 | の発出により示した。 | により示した。 |
| 四七三 | 一三 | 公立小学校・公立中学校の適正規模・適正配置に関する手引き | 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 |
| 四九〇 | 四 | 高等学校入学選抜について | 高等学校の入学選抜について |
| 四九九 | 六 | 学級編成 | 学級編成 |
| 五三九 | 一六 | 配置状況も踏まえ、令和元年度からは、 | 配置状況も踏まえ、 |
| 五五九 | 五 | 中学校、 | 中学校、高等学校、 |
| 五六一 | 二 | 地方教育行政について | 地方教育行政の在り方について |
| 五七二 | 一 | 四人学級 | 四〇人学級 |
| 五八六 | 一一 | 改訂 | 改善 |
| 六四〇 | 一三 | 令和二年には、 | 令和三年には、 |
| 六七六 | 八 | 独立行政法人国立高等専門学校施設整備費補助金 | 独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金 |
| 六七九 | 七 | 十五年 | 十四年 |
| 七〇五 | 一六 | 共用促進に向けた | 共用促進に向けた |
| 七二二 | 七 | 地震火山観測研究計画 | 地震火山観測研究計画の推進 |
| 七二四 | 一〇 | 二十二年 | 二十三年 |
| 七五八 | 一六 | 四年三月二十五日答申 | 四年三月三日答申 |
| 七五八 | 一一 | 振興に関する基本方針 | 振興に関する基本的な方針 |
| 七五九 | 一四 | | |
| 七九七 | 五 | 映画盗撮 | 映画の盗撮 |
| 八〇二 | 一三 | 平成十二年 | 平成十二年 |
| 八〇二 | 六 | 身に着ける | 身に付ける |
| 八一八 | 一三 | 海外研究者派遣基金 | 研究者海外派遣基金 |
| 八六七 | 三 | 教育制度改正について | 教育制度の改正について |

【 資料編 】

| 頁 | 欄／日付 | 誤 | 正 |
|------|--------------------------|----------------|-----------------|
| 九三一 | 諮問事項 | 第二期 | 第2期 |
| 九七九 | 諮問事項 | 改革方針について | 改革方策について |
| 一〇一一 | 目次 | 第21表 文部科学省予算 | 第21表 文部科学省の予算 |
| 一〇八〇 | 学校教育 5・20 | 富士見中学校 | 中野富士見中学校 |
| 一〇八六 | 学校教育 9・18 | 推移 | 推進 |
| 一〇八九 | 教育政策・行財政 6・10 | 大学院修学休業制度など | 社会人教員の活用など |
| 一〇九七 | 教育政策・行財政 11・29 | 組織廃止命令専門職大学院制度 | 組織廃止命令，専門職大学院制度 |
| 一一〇一 | 教育政策・行財政 6・9 | 翌年4・1から | 9・9から |
| | 教育政策・行財政 4・5 | 中華人民旧和国 | 中華人民共和国 |
| 一一〇四 | 社会教育・科学技術・ 学術・文化 2・9 | 基本方針 | 基本的な方針 |
| 一一〇九 | 一般事項 6・18 | 引き下げ | 引き上げ |
| 一一一六 | 学校教育 4・19 | 公布 | 公表 |
| 一一一九 | 教育政策・行財政 6・4 | 市町村立学校給与負担法 | 市町村立学校職員給与負担法 |
| 一一二六 | 学校教育 1・28 | 1・28 | 1・23 |
| | | 身に付けるための | 身に付ける等のための |
| | 社会教育・科学技術・ 学術・文化 3・19 | 総合的ガイドライン | 総合的なガイドライン |

(令和5年10月31日時点)